

新しい事業所母集団データベースの開発

～ ビジネスレジスターの更改 ～

高橋 雅夫[†]

Development of a New Establishment Frame Database — Reformation of the Japanese Business Register —

TAKAHASHI Masao

総務省統計局は、2010年から新しい事業所母集団データベース（ビジネスレジスター）の開発を開始した。これは、2007年に全部改正された統計法と、2009年に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」に明記されたビジネスレジスターの役割と機能を満たすためであった。本稿では、新ビジネスレジスター開発の背景を紹介した後、その役割と機能について、技術的な観点を含め説明する。また、ビジネスレジスターの今後の課題についても筆者の個人的な見解として述べる。

なお、本稿は、2012年9月に米国ワシントンD.C.において開催された、第23回ビジネスレジスターに関するヴィースバーデングループ会合で筆者が発表した論文の内容を基に、若干の加筆修正を行い作成したものである。

キーワード：事業所母集団データベース、ビジネスレジスター、統計法、基本計画、最適化計画

The Statistics Bureau, Ministry of Internal Affairs and Communications started the development of a new Establishment Frame Database (Business Register) in 2010 to fulfill the roles and functions of the Business Register which are stipulated in the fully revised Statistics Act 2007, and the Master Plan Concerning the Development of Official Statistics determined by the Cabinet in 2009. This paper presents the roles and functions of the new Business Register including technological aspects, after introducing the background of the development. The paper also describes the future issues concerning the Business Register from a personal point of view.

This paper is based on the author's paper presented at the 23rd Meeting of the Wiesbaden Group on Business Registers held in Washington D.C., U.S.A. in September 2012 including some necessary amendments.

Key words: Establishment Frame Database, Business Register, Statistics Act, Master Plan, Optimization Plan

はじめに

事業所母集団データベース（以下「ビジネスレジスター」という。）とは、事業所・企業に関する標本調査を実施する際に必要となる事業所の母集団情報を収録したデータベースのことである。ビジネスレジスターは、欧米各国を中心に20年以上前からそれぞれの国において整備・運用が進められているものであるが、日本では、1998年から実質的にその運用が行われている。

2007年5月に統計法が全部改正され、また、2009年3月に「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定されたことを受け、これらに明記されたビジネスレジスターの役割と機能を満たすために新しいビジネスレジスターの開発が2010年から開始された。本稿では、新しいビジネスレジスター開発の背景を紹介した後、新ビジネスレジスターの役割と機能について、技術的な観点を含め説明する。また、ビジネスレジスターの今後の課題についても筆者の個人的な見解として述べる。

新しいビジネスレジスターの目的は、従来のビジネスレジスターのそれを継承したものであり、国・地方公共団体や独立行政法人などによる正確で効率的な統計の作成及び統計調査における被調査者の負担の軽減に資することである。ビジネスレジスターは、国・地方公共団体や独立行政法人などが実施する統計調査の対象の抽出のために利用されるとともに、事業所や企業に関する統計の作成のために利用される。総務大臣は、基幹統計調査や一般統計調査という公的統計作成のための統計調査の調査票情報や、行政記録情報、法人やその他の団体に対する照会の結果などを利用することにより、ビジネスレジスターを整備することとなっている。

総務省統計局は、統計法と基本計画に基づく上記の目的、利用及び整備方法を実現させるため、2011年から新しいビジネスレジスターのシステムを開発している。このシステムの特徴は、標本フレームがより頻繁に更新されるようになることや、調査結果や行政記録情報等の情報源がより統合的に利用されることになることなどである。2011年に総務省統計局は、独立行政法人統計センターと協力して、新ビジネスレジスターの運用システムの主要な部分を開発した。2012年7月からは、運用試験を行っており、新ビジネスレジスターシステムの本格的な運用は、2013年1月から開始することとなっている。

新ビジネスレジスターシステムの本格的運用の開始後、総務省統計局は、標本フレームの一つとして年次フレームを提供することを計画している。最初の年次フレームは、平成24年次フレームという名称で、2013年7月までに提供を開始する予定である。さらに、新ビジネスレジスターを利用して、どのようなレジスター統計が作成・提供できるかについて検討することとしている。

I 新しいビジネスレジスター開発の背景

1 これまでの経緯

日本のビジネスレジスターの起源は、1998年にさかのぼる。それは、総務省統計局によって実施された事業所・企業統計調査の結果のデータベースとして開始されたものであった。そのデータベースは、事業所及び企業に関する様々な標本調査のためのサンプリングフレーム（標本抽出枠）として使用される、事業所及び企業の名簿を提供するために作成された。

2002年に、そのデータベースは、更に最新の情報が格納されるように更改され、事業所・企業データベースと呼ばれることとなった。このデータベースのための情報源は、事業所・企業統計調査、商業統計調査、工業統計調査及び法人企業統計調査の最新結果から成るものであった。し

かし、このデータベースは、全面的に更新されるのに2~3年を要するなど、その更新頻度は比較的 low、また、行政記録情報も情報源として使用していないものであった。更に、このデータベース利用は、統計調査へサンプリングフレームを提供することと、事業所が様々な統計調査の標本として過度に選定されるのを制限する標本調整を行うこと（重複是正）に限定されていた。すなわち、フレーム（データベース）に基づく統計を作成するような他の潜在的な利用は、まだ実現されていなかった。

このような状況を改善するため、総務省統計局は、2008年にこの事業所・企業データベースのシステムを更新した。新事業所・企業データベースのための主要な情報源は、平成18年事業所・企業統計調査及び事業所・企業統計調査を引き継いで実施された平成21年経済センサス-基礎調査の結果である。情報源はこのほかに、商業統計調査、工業統計調査などの他のセンサスや統計調査の結果を含む。また、データベースを更新するために、商業・法人登記情報に基づく行政記録情報も初めて利用されることとなった。更に、新しい事業所・企業データベースは、これまで備えていた機能に加え、各府省の標本抽出を支援する機能も含んでいるものである。

2 新しいビジネスレジスターの必要性

事業所・企業データベースは、ビジネスレジスターとしてこれまで期待される役割を果たしてきた。しかし、2009年3月13日に閣議決定された基本計画により幾つかの改善点を指摘され、その結果レジスターのシステムを更改することになった。このセクションでは、改善の詳細とともにその背景について説明する。また、ここでは、基本計画に基づくより具体的な計画である「事業所母集団データベースの整備方針」についても紹介する。

(1) 改正された統計法の全面施行

ビジネスレジスターの法的根拠は、2007年5月に全部改正され、2009年4月に全面施行された統計法である。ビジネスレジスターは、実質的には10年以上運用されてきているが、改正された統計法において初めて法律に明記されたものである。

統計法第27条において、総務大臣が、基幹統計調査や一般統計調査の調査票情報の利用や、法人その他の団体に対する照会その他の方法により、事業所母集団データベース（ビジネスレジスター）を整備することが規定されている。整備の目的は、行政機関、地方公共団体及び届出を行った独立行政法人等（日本銀行など）による正確かつ効率的な統計の作成及び統計調査における被調査者の負担の軽減に資することである。

統計法第27条第2項において、行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、次に掲げる目的のため、総務大臣から事業所母集団データベース（ビジネスレジスター）に記録された情報を受け取ることができることが規定されている。

- ① 事業所に関する統計調査の対象の抽出
- ② 事業所に関する統計の作成

(2) 基本計画とビジネスレジスター更改の必要性

統計法第4条において、政府は、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画（基本計画）を定めることと規定されている。この基本計画は、次の事項について定めるものである。

- ① 公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針
- ② 公的統計を整備するために政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- ③ その他公的統計の整備を推進するために必要な事項

最初の基本計画は、2009年3月13日に閣議決定された。この基本計画において、ビジネスレジスターの整備に関する将来の方向として、下記の事項が指摘された。

- ① 事業所及び企業の新設・廃止等の異動情報を適時に把握し、母集団情報を経常的に整備更新する必要がある。
- ② ビジネスレジスターは、経済センサスを始めとする各種全数調査の結果を収録することに加え、各種行政記録情報を事業所及び企業の識別番号と結合させて活用することが可能となれば、有効な統計の作成に活用することができる。
- ③ 母集団情報の的確な整備のため、経済センサス-活動調査の中間年に当たる平成26年に、事業所に関する属性情報や企業の親子関係等を的確にとらえる経済センサス-基礎調査を実施する。
- ④ 登記情報を用いた法人企業の母集団情報の整備においては、登記情報では把握できない業種名、従業者数、事業所数等の情報を往復郵便で照会すること等を通じて、母集団情報の維持・更新の精度向上を図る。
- ⑤ 行政記録情報の活用については、雇用保険適用事業所設置届及び労働保険関係成立届を用いたビジネスレジスターの維持・更新について検討する。
- ⑥ ビジネスレジスターと各種統計調査や行政記録情報との結合による活用に関しては、EDINET（金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）情報等をビジネスレジスターに取り込むことについて検討する。

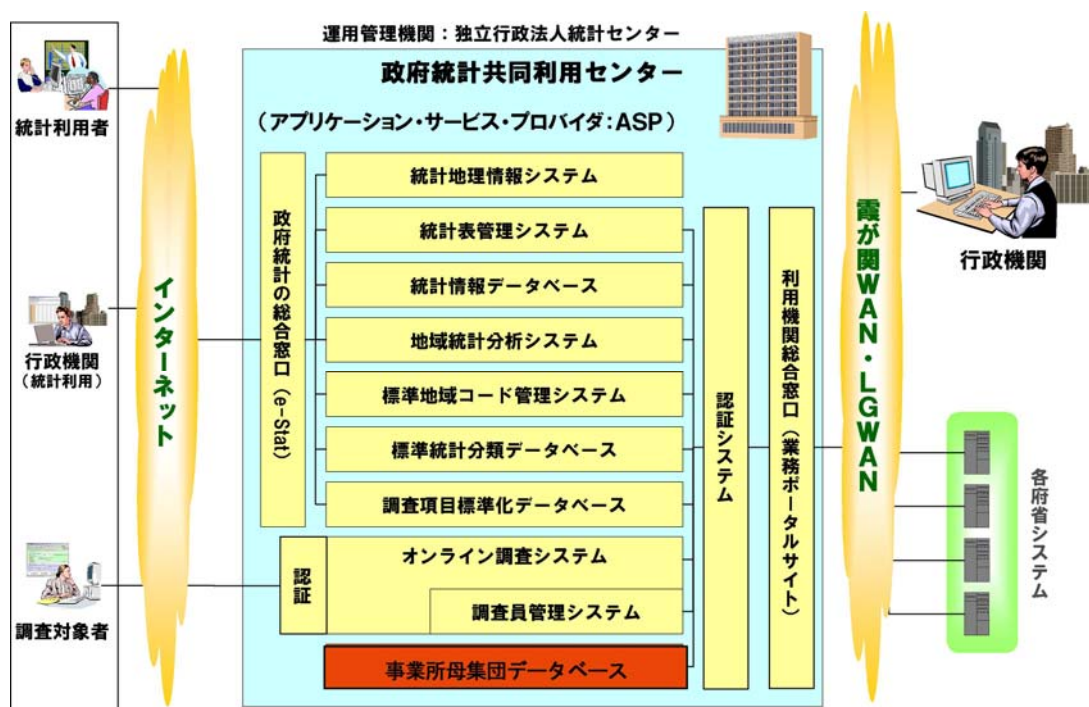
前述の計画に従って、総務省統計局は、特に情報源の拡大の観点からビジネスレジスターを改善するための活動を開始した。その結果、様々な情報源を活用し、基本計画で指摘されたビジネスレジスターの役割と機能を満たすために、ビジネスレジスターシステムを更改することが必要になった。

(3) 統計調査等業務の業務・システム最適化計画

電子政府を推進させる取組みの一環として、統計調査等業務の業務・システム最適化計画（以下「最適化計画」という。）が、2006年に各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議において決定された。この最適化計画は、それまで各府省が個別に管理・運用していた統計情報システムを集約することにより、公的統計の経費を削減し、作業負荷を減少させ、公的統計のサービスを向上させることを目指すものである。

この最適化計画の下で、各府省の統計情報システムは、全府省のための単一のシステムに統合された。そのシステムは、政府統計共同利用システム（以下「IMISOS」という。）という名称である。IMISOSは、総務省統計局が主導的に設計・開発したもので、2008年4月から稼働している。それは、ビジネスレジスターを含む13のサブシステムから成るものである（図1）。現在、IMISOSの更改が2013年1月を完了目途として進められており、ビジネスレジスターの更改も、IMISOSの更改に合わせて実施されている。

図1 政府統計共同利用システム(IMISOS)



(4) 事業所母集団データベースの整備方針

2011年3月25日に、総務大臣は、事業所母集団データベースの整備方針（以下「整備方針」という。）を決定した。この整備方針は、統計法、公的統計の整備に関する基本的な計画及び、統計調査等業務の業務・システム最適化計画に基づく具体的な方針である。

この整備方針は、ビジネスレジスターの整備サイクル、機能、情報源及び整備スケジュールについて定めている。整備方針の主なポイントは、次のとおりである。

ア 整備サイクル

- (ア) 統計調査の実施計画の入力
- (イ) 重複是正の実施、調査対象名簿の入力
- (ウ) 統計調査結果の提供
- (エ) 共通事業所・企業コードの保持・利活用

イ 機能

ビジネスレジスターは、各府省が統計関係業務を効率的に実施するのを支援する機能を備えるものとする。

ウ 情報源

- (ア) 主要なセンサス及び統計調査の結果を、優先的にビジネスレジスターに記録することとする。整備方針においては、20のセンサスと統計調査が挙げられている。ビジネスレジスターに記録する内容は、経済センサス（基礎調査及び活動調査）の情報を基盤とする。

- (イ) 商業・法人登記情報、労働保険情報、EDINET 情報等の行政記録情報について、経済

センサス等統計調査結果を補完する情報として活用する。

- (ウ) プロファイリング（事業所母集団データベース情報の確認・照会）や民間によって収集されている各種企業情報の活用及び、地理空間情報の収録について検討する。

エ 整備スケジュール

2013年1月の新ビジネスレジスターの運用開始に向けてのスケジュールは、以下のとおり。

- (ア) 2011年度には、優先的に記録する統計調査結果等について、経済センサス情報との照合等を実施する。また、労働保険情報、EDINET情報等、各種行政記録情報について記録を開始する。さらに、ビジネスレジスターの運用管理規程を策定する。
- (イ) 2012年度においては、ビジネスレジスターの運用試験を行う。また、民間情報や地理空間情報の収録を開始する。

II 新しいビジネスレジスターの開発

上で述べたような経緯及び更改の必要性に基づき、総務省統計局は、統計法に規定された事業所母集団データベースという名称の新しいビジネスレジスターを開発している。開発のキーワードは、種々のデータの統合と適時性である。このセクションにおいては、ビジネスレジスターの役割、更新方法、利用等の概要について説明する。また、ビジネスレジスターに利用されている技術についても、ここで記述する。

1 ビジネスレジスターの役割

(1) 正確かつ効率的な統計の作成

ビジネスレジスターの主要な役割の一つは、国の行政機関、地方公共団体及び独立行政法人等による正確かつ効率的な統計の作成に資することである。

正確かつ効率的な統計の作成は、母集団情報を整備することにより達成されると考えられており、その意図するところは、以下のとおりである。

- ① 事業所を対象とする統計調査を適切に行い、事業所に関する統計の正確性を確保するためには、母集団情報が整備されていることが必要である。
- ② 各行政機関等でそれぞれ行われている母集団情報の管理及び標本抽出の処理機能を集約させ、行政機関等で共通的に利用可能な母集団情報を整備することが、事業所に関する統計作成の効率化に寄与する。

(2) 被調査者の負担の軽減

ビジネスレジスターの持つもう一つの役割は、国の行政機関、地方公共団体及び独立行政法人等により実施される統計調査における被調査者の負担の軽減に資することである。

事業所や企業においては、近年、特に本社において、間接部門の合理化・縮小が急速に進展している。このことは、回答を求められる各種統計調査が少なくないことも相まって、統計報告に関する負担の増大をもたらし、回答の遅延や回収率の低下などをもたらしている。

ビジネスレジスターは、以下のような方策をとることによって統計調査の回答者の負担を軽

減させることをねらいとするものである。

- ① 統計調査の標本として過度に選定されることを回避するために、標本として選定される回数の上限を設定する
- ② 統計調査からの情報の代替としてビジネスレジスターに記録された情報を活用する
- ③ ビジネスレジスターに記録されている情報を統計調査の調査票にあらかじめプリントすることによって活用すること

2 ビジネスレジスターの構成

ビジネスレジスターは、経済センサス、各種統計調査のデータのほか、労働保険、商業・法人登記、EDINETのような行政記録からのデータをその情報源としている。このセクションにおいては、データの関連、統計単位及びレジスターの共通コードを含め、ビジネスレジスターの構成の概要について紹介する。

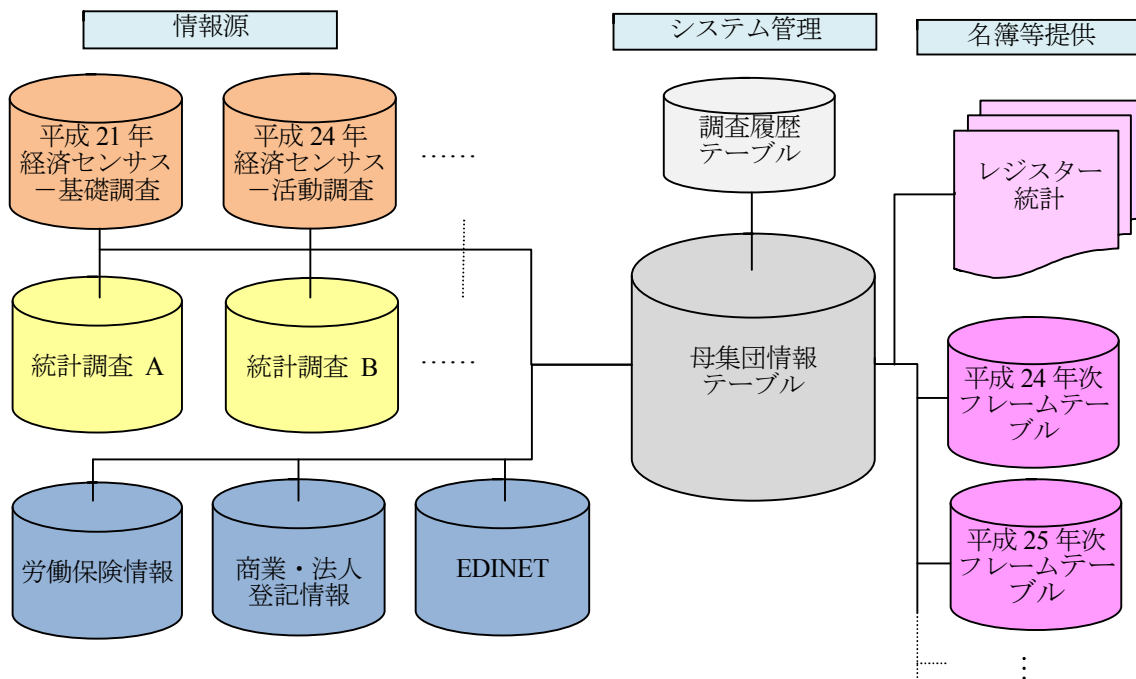
(1) システム構成

ビジネスレジスターのシステムは IMISOS の一部であるので、ビジネスレジスターのハードウェア及びソフトウェアは、IMISOS と共通である。ビジネスレジスターの中心部分は、データベースサーバーである。それは、Oracle Enterprise Linux 5 / Enterprise Edition 11g を備えた Oracle Exadata Database Machine X2-2 (Half Rack) である。

ビジネスレジスターの収録情報間の関係を図2に示した。このデータの関連及びシステム構成の下、ビジネスレジスターには、次の特徴がある。

- ① ビジネスレジスターに記録された様々なデータは、共通事業所コードをキーとして連結される。
- ② 各種統計調査については、時系列でデータが蓄積される。
- ③ 行政記録情報については、その行政記録にある全てのレコードを含む。
- ④ 事業所・企業の名称や所在地の情報更新を、母集団情報テーブルにより行う。
- ⑤ 調査履歴テーブルを参照し、各統計調査における客体の重複是正を実施する。
- ⑥ 原則として毎年7月1日付けでフレームテーブルを整備する。

図 2 ビジネスレジスターの収録情報関連図



(2) 統計単位

ビジネスレジスターに記録された基本的な統計単位は、事業所である。事業所は、経済センサスのための調査単位として利用されている場所的な単位で、次のように定義されている。

事業所とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の条件を備えているものをいう。

- ① 一定の場所(1 区画) を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること
- ② 従業者と設備を有して、物やサービスの生産・提供が継続的に行われていること

すなわち、事業所は、通常、店舗、工場、事務所、銀行、学校、病院、寺院、ホテルなどと呼ばれているものである。

概念的には、事業所とは別の統計単位である企業も、ビジネスレジスターに存在する。企業は、個人企業又は法人(会社又は会社以外の法人)と定義されている。

(3) 共通事業所 / 企業コード

共通事業所コードは、ビジネスレジスターにおいて様々な種類の事業所単位のデータを連結する基礎となるものである。共通事業所コードは、事業所を単位としているビジネスレジスターにおいて、各データに付与された 9 桁のユニーク (唯一無二) でランダムな数 (8 桁のランダムな数に 1 桁のチェック番号を加えたもの) である。

共通事業所コードをセンサスや統計調査の各データに割り当てることによって、センサスや統計調査の様々なデータの間でのリンケージが行われ、縦断的なデータ分析を含む更に進んだデータ分析が可能になる。

共通事業所コードに加えて、各企業には、共通企業コードが割り当てられる。これも、9桁から成るユニークでランダムな数である。共通企業コードの役割や利用は、共通事業所コードのそれと同様である。

3 ビジネスレジスターのデータ更新

(1) 経済センサス

ビジネスレジスターの主要な情報源は、経済センサスの結果である。経済センサスは、総務省統計局等によって2009年以来実施されている。経済センサスには2つの種類がある。すなわち、経済センサス-基礎調査と経済センサス-活動調査である。

経済センサス-基礎調査は、事業所・企業統計調査を引き継いで2009（平成21）年7月1日現在で初めて実施されたもので、全ての産業分野における事業所及び企業の基本的な経済活動と組織構造について、全国及び地域別に明らかにし、各種統計調査の実施のための基礎情報を得るための基礎的な調査である。このセンサスでは、事業所と企業の構造を把握することを特に重視しており、調査項目は、事業所・企業の名称、所在地、事業の種類、従業者数等の基本的な事項に限られている。

経済センサス-活動調査は、総務省と経済産業省との協力により2012（平成24）年2月1日現在で初めて実施されたもので、全ての産業分野における事業所及び企業の経済活動と基本的な組織構造について、全国及び地域別に明らかにし、各種統計調査の実施のための基礎情報を得るための包括的な経済調査である。このセンサスは、20種類以上の調査票を用いて収入額や費用等の経理情報を含め、事業所及び企業の詳細な経済活動を調査するものである。経済センサス-活動調査の最初の結果は、2013年1月に公表される予定である。

新しいビジネスレジスターの運用が2013年1月に開始される際、ビジネスレジスターのデータの基礎は、平成21年経済センサス-基礎調査の結果である。平成24年経済センサス-活動調査の結果が利用可能になった後、ビジネスレジスターは、経理情報を含め、平成24年経済センサスに基づいて更新されることになる。

(2) 各種統計調査

事業所母集団データベースの整備方針によれば、主要なセンサスや統計調査の結果がビジネスレジスターの情報源として利用されることになっている。現在、21のセンサスや統計調査が、優先的にビジネスレジスターに記録されることになっている。なお、これには、整備方針で示された20のセンサスや統計調査が含まれる。

この21のセンサスや統計調査については、表1に列挙している。

センサスや統計調査は、それらが基本的な統計調査である場合や、各府省における利用度が高く、ビジネスレジスターの整備に寄与度の大きい場合に、ビジネスレジスターに優先的に記録されるデータとして選ばれることになっている。この選択の詳細な基準は、次のとおりである。

- ① 特定の産業において、悉皆（又はおおむね悉皆）となっている統計調査
- ② 幅広い産業を対象とし、一定の悉皆層を有する統計調査
- ③ 幅広い産業を対象とし、調査客体数が多い統計調査
- ④ 上記のほか、行政記録情報等と連動することにより新たな統計の作成が期待される統計調査、その他一般統計調査のうち、特にビジネスレジスターの整備に有効であると考えられる統計調査

表 1 ビジネスレジスターの情報源として利用されるセンサス及び統計調査

府省名	統計調査名	周期	直近の調査日 (周期が1年以上の 統計調査について)
総務省	経済センサス - 基礎調査	5年	2009年7月1日
	経済センサス - 活動調査 (経済産業省と協力して実施)	5年	2012年2月1日
	サービス産業動向調査	毎月	—
	科学技術研究調査	毎年	2012年3月31日
	個人企業経済調査	四半期 / 毎年	— / 2011年12月31日
財務省	法人企業統計調査	毎年	2011年12月
文部科学省	学校基本調査	毎年	2012年5月1日
厚生労働省	毎月勤労統計調査	毎月 / 毎年	— / 2012年7月31日
	貸金構造基本統計調査	毎年	2012年6月30日
	医療施設調査	毎月 / 3年	— / 2011年10月1日
農林水産省	農林業センサス (法人組織経営体)	5年	2010年2月1日
	漁業センサス (法人組織経営体)	5年	2008年11月1日
経済産業省	商業統計調査	5年に2回	2007年6月1日
	工業統計調査	毎年	2010年12月31日
	経済産業省企業活動基本調査	毎年	2012年3月31日
	特定サービス産業実態調査	毎年	2010年11月1日
	特定サービス産業動態統計調査	毎月	—
	エネルギー消費統計調査	毎年	2012年4月
	中小企業実態基本調査	毎年	2012年8月1日
	商業動態統計調査	毎月	—
国土交通省	建設工事施工統計調査	毎年	2012年3月31日

(3) 行政記録情報

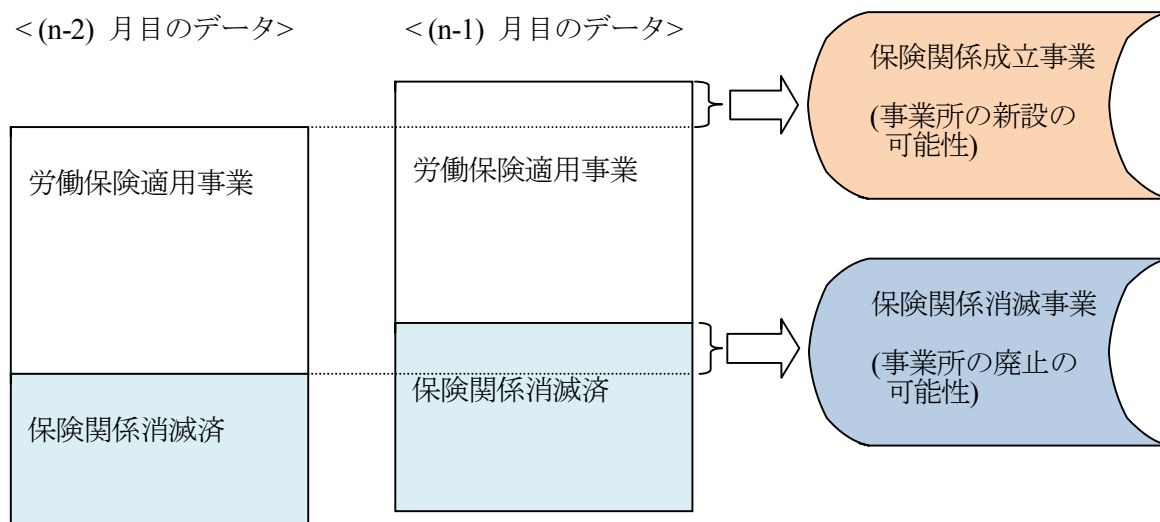
ア 労働保険情報

統計法及び公的統計の整備に関する基本的な計画に基づき、総務省統計局は、ビジネスレジスターの整備に利用するため、厚生労働省の管轄下にある労働保険情報を受け取るべく協議を行った。その結果、厚生労働省との合意を得て2011年10月以降、事業所の新設と廃止を把握するために労働保険情報を毎月受け取ることができるようになった。

労働保険は、労働者災害補償保険と雇用保険との総称である。保険金は双方の保険で別々に提供されているが、保険料を徴収することを含む保険のシステムは、統合されている。労働保険制度の下では、原則として全ての雇用主は、1人以上の労働者を雇用している場合には、その雇用者に対して労働保険が適用されるよう必要な手続きをとり、保険料を支払わなければならないことになっている。

総務省統計局が厚生労働省から毎月受領しているデータには、前月末に労働保険システムに存在する全ての事業が含まれている。総務省統計局では、新設や廃止された可能性のある事業所のデータを抽出するため、前月のデータとその1か月前のデータとを比較している(図3)。データを抽出するに当たっては、労働保険番号に加え、事業所の名称、所在地及び電話番号を比較しているが、その際、独自に開発したPCソフトウェアの利用に加え、人手による確認も行っている。

図3 労働保険情報から事業を新設又は廃止した可能性のあるものを抽出する手順

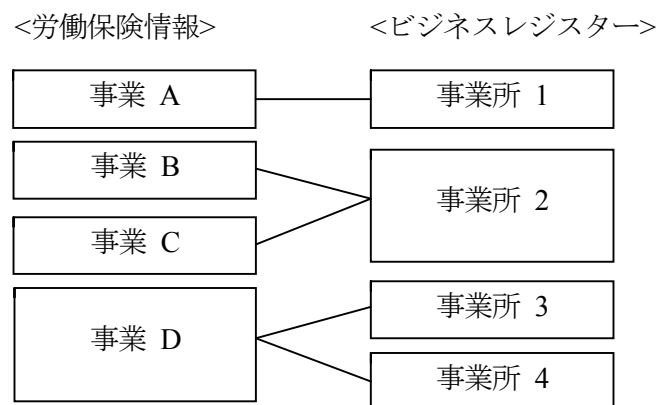


ここで注意しなければならないのは、事業(データ)の単位、新設、廃止、産業分類及び従業員数などの項目に関する労働保険情報における定義が、ビジネスレジスターでの定義とは異なっているということである。詳細は次のとおりである。

- ① 労働保険情報におけるデータの単位は、ビジネスレジスターに記録されるデータの単位とは必ずしも一致しない。後者の単位は、事業所であり、それは場所的な単位として定義されている。労働保険のシステムでは、記録されている情報は、時として複数の事業所から成り、また逆に、一つの事業所に複数の労働保険データが存在する場合もある。これらは、労働保険のシステムの特性に起因するものである(図4)。

- ② 労働保険が新しく適用された事業が、必ずしもビジネスレジスターにおける新設単位、すなわち新設事業所であるとは限らない。なぜなら、例えば、経営者だけで営業している事業所が人を雇った場合、労働保険のシステムにおいては新設の事業として出現するが、これは、労働保険情報として出現する以前から事業所として存在するものである。同様に、労働保険において消滅した事業でも、必ずしもビジネスレジスターにおいて廃止された事業所であるとは限らない。
- ③ 労働保険において使用されている産業分類は、ビジネスレジスターにおける産業分類と同様、基本的に日本標準産業分類に基づいている。しかし、労働保険における産業分類は、必ずしもビジネスレジスターで直接そのまま利用することはできない。なぜなら、幾つかの分類は、労働保険情報において「その他」の分類に合算されているためである。
- ④ 労働保険情報には、「常時使用労働者数」が含まれている。しかしこれは、ビジネスレジスターで用いられている「従業者数」や「常用雇用者数」の概念とは異なるものである。労働保険情報における「常時使用労働者数」は、年間における1日平均の使用労働者数の見込み数である一方、ビジネスレジスターにおける「常用雇用者数」は、センサスの実施日等、特定の日において常用されている雇用者の数として定義されている。

図 4 労働保険情報及びビジネスレジスターにおける単位



前述の定義の差を克服するために、総務省統計局は、新設又は廃止された可能性のある事業所のデータを抽出して、これらの事業所に対して事業の実施状況等に関する照会を行っている。

新設された可能性のある事業所に対しては、事業所の名称、所在地、事業の開始日、主な事業の内容、従業者数などの基本的な情報を明らかにするため、照会票を送っている。回答は、記入した照会票を返送するか、インターネットのウェブサイトを通じて回答することにより行うことができるようになっている。毎月、平均して1万3千の照会票を送っている。

廃止された可能性のある事業所に対しては、事業の実施状況に関する情報を得るため、対象の事業所に電話をかけている。ただし、労働保険情報から適切な電話番号情報を得ることができない事業所に対しては、事業の実施状況を把握するため、往復郵便はがきを送っている。毎月平均して5,000事業所に、架電又は往復郵便はがきの送付による照会を実施している。

イ 商業・法人登記情報

日本では、商業登記法等に基づき、全ての法人は商業・法人登記簿に登録することになっている。商業・法人登記簿は、法務省の登記所に備えられている。

2009年11月以来、総務省統計局は、新設された法人に関する情報を把握するために商業・法人登記情報を利用している。しかし、商業・法人登記情報は、法人の活動状況に関する基本的な情報を一部含んでいないので、法人に属する新設事業所に対し、名称、所在地、主な事業の内容、従業者数等の基本的な情報を得るため、照会票を送付してきた。

2009年度から2011年度までは、四半期ごとに照会票を送付していたが、労働保険情報に基づく照会事業を開始したことを踏まえ、商業・法人登記情報に基づく照会を2012年度から年1回の周期に変更したところである。なお、新設の事業所に関して、労働保険情報及び商業・法人登記情報には重複があると考えられるので、照会票を送付する前にそのような重複を排除している。

ウ EDINET

EDINETとは、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」のことで、有価証券報告書、有価証券届出書、大量保有報告書等の開示書類について、その提出から公衆縦覧に至るまでの手続を電子化することにより、提出者の事務負担の軽減と投資家等による企業情報等へのアクセスの公平・迅速化を図り、証券市場の効率性を高めることを目的として開発されたシステムである。

EDINETには以下に示す会社が含まれており、その会社数は、2009年度現在で4,274社である。

- ① 有価証券が金融商品取引所に上場されている会社（上場会社）
- ② 有価証券届出書等を提出した会社（有価証券届出書提出会社）
- ③ 事業年度末又は前4事業年度末のいずれかにおいて株券の所有者数が1,000名以上である会社（外形基準会社）

EDINETに含まれる主なデータは、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び、キャッシュ・フロー計算書から成る。

総務省統計局は有用性を確認の上、ビジネスレジスターを更新するためにEDINET情報を利用してきた。特に、経理情報と会社の構造に関する項目の更新に利用している。

4 ビジネスレジスターの利用

(1) 年次フレーム

ビジネスレジスターの主な利用の一つは、事業所及び企業に関する統計調査のための標本抽出のフレームを提供することである。総務省統計局は、経済センサスに基づく標本抽出フレームに加え、毎年、標本抽出フレームを提供する予定である。そのフレームを年次フレームと呼

んでいる。

ビジネスレジスターは、主要な情報源である経済センサスの結果を基礎として、上で記載した労働保険情報や商業・法人登記情報のような行政記録情報に基づく照会の結果によって更新される。この更新は、基本的にビジネスレジスターの統計単位（事業所）の追加又は削除に対応する。

他のセンサスや統計調査の結果もまた、ビジネスレジスターを更新するために利用される。これは、原則として、ビジネスレジスターのレコード（事業所）に含まれる項目の更新であり、統計単位の追加や削除ではない。EDINET データも、大企業に関する情報を更新するために利用される。

上記のような更新方法に基づき、総務省統計局は、基準日を基本的に毎年7月1日とする年次フレームを作成する予定である。最初の年次フレームである、平成24年次フレームは、2013年7月までに作成される予定である。

(2) 標本の調整 — 回答負担の軽減

ビジネスレジスターの主な利用のもう一つは、標本の調整である。ビジネスレジスターの役割に関するセクションで既に述べたように、標本の調整は、統計調査に対する回答者の負担を軽減させる一つの方策である。これは、統計調査の標本として過度に選定されることを回避するために、標本として選定される回数の上限を設定することによって行うものである。

標本の調整は、後述するように総務省統計局長と政策統括官（統計基準担当）により決定されるビジネスレジスターの運用管理規程に基づき実施される。標本の調整の範囲に含まれる事業所及び企業は、以下に示すものを除く全ての事業所及び企業である。

- ① 全数調査の対象となる事業所・企業
- ② 集落抽出法による標本調査で、集落内の全てを調査対象とする統計調査の対象となる事業所・企業
- ③ 調査実施時に調査対象が決まる統計調査の対象となる事業所・企業
- ④ 層別抽出法による標本調査で、一部しっ皆部分に含まれる事業所・企業
- ⑤ 国の機関に係る事業所並びに地方自治法に規定する普通地方公共団体及び特別地方公共団体（特別区など）の機関に係る事業所

標本として抽出された回数は、前年1年間について数えることとなっている。標本として抽出される回数の上限は、事業所の経営組織、資本金、本所・支所の別及び従業者数により設定されている。詳細は、表2のとおりである。

表2 標本調整における区分ごとの標本抽出される回数の上限值

区 分	上限 (回) *
1. 会社の本所又は単独事業所	
(1) 資本金1億円未満	20
(2) 資本金1億円以上10億円未満	34
(3) 資本金10億円以上	48
2. 会社の支所	
(1) 従業者数30人未満	14
(2) 従業者数30人以上100人未満	28
(3) 従業者数100人以上	42
3. 会社以外の事業所	
(1) 従業者数30人未満	14
(2) 従業者数30人以上100人未満	28
(3) 従業者数100人以上	30

* 上記の上限值については、今後の統計調査の調査履歴の登録状況を踏まえて見直しを行う。

なお、標本の調整が円滑に機能するために、事業所や企業のフレームの情報を受領したビジネスレジスターの利用者は、調査実施後3か月以内に調査対象の名簿をビジネスレジスターに登録することになっている。

(3) その他の利用

ビジネスレジスターのその他の主な利用として、ビジネスレジスターに基づく統計を作成することがある。この利用方法については現在検討中であるので、これは、「今後の課題」のセクションで述べることとする。

III 運用に向けて

1 運用試験

2012年7月以来、総務省統計局及び独立行政法人統計センター等の関係者において、新ビジネスレジスターシステムの暫定版によりシステムの運用試験を実施している。

運用試験の目的は、ビジネスレジスターシステムの全ての機能を確認することである。それには、母集団情報の登録、ユーザー管理、標本抽出、標本調整、年次ビジネスレジスターフレームの作成等が含まれる。これまでのところ、重大な問題は検出されていない。

ビジネスレジスターシステムの各機能の確認の後、それは2013年1月に予定されている新ビジネスレジスターの全面運用開始に向けてIMISOSに統合され、全体システムの確認が行われることになっている。

2 運用管理規程

ビジネスレジスターの運用開始に先立ち、総務省統計局長と政策統括官（統計基準担当）は、事業所母集団データベース運用管理規程（以下「管理規程」という。）を定めることとしている。

運用管理規程は、事業所母集団データベースの利用について、必要事項を定め、事業所母集団データベースの適正な運用を図ることを目的としたものである。具体的には、運用管理規程において、母集団情報の利用手続、利用申請書類の審査基準、重複是正の事務手続等が定められる予定である。

IV 今後の課題

新ビジネスレジスターは、間もなくその運用が開始される予定であるが、今後取り組むべき幾つかの課題がある。このセクションにおいては、幾つかの主要な課題を簡単な説明とともに紹介する。

なお、本稿の冒頭でも記したように、ここで述べる見解は筆者のそれであり、筆者が所属する又はかつて所属した組織の方針が必ずしも反映されたものではないことに留意願いたい。

1 情報源等

(1) 企業組織調査

今後、正確な母集団情報及びビジネスレジスターに基づく統計を提供し続けるために、複数事業所企業に重点を置いた企業組織調査を毎年実施することが必要であると考えられる。

企業組織調査についての議論のポイントは、次のとおりである。

- ① ビジネスレジスターの整備の基盤は、センサス、年次企業組織調査及び行政記録情報である。
- ② 労働保険の制度において、企業内の事業所には、保険料の支払のような保険の手続が一括されているものがある。このことにより、それらの企業に所属する事業所の新設や廃止を把握することが困難となっている。したがって、複数事業所企業の本所・支所の関係や売上高等の基本的情報を毎年明らかにする手段が別途必要である。
- ③ 更に、企業のコンタクト情報を継続的に蓄積することにより、回答者の負担を軽減させることが必要である。特に、大企業に対しては、その組織情報の継続的な収集に関して、特別な取扱いが必要である。

(2) 行政情報のカバレッジ

既に述べたように、総務省統計局では、現在主に2種類の行政記録情報を活用している。すなわち、労働保険情報及び商業・法人登記情報である。これらの情報は、事業所及び企業の母集団の大部分をカバーしている。これを図5に示した。

図5 事業所・企業の母集団における行政情報のカバレッジ

経営組織	雇用者の有無		雇用者あり		雇用者なし
	5人以上	1～4人	5人以上	1～4人	
法人	色塗り		斜線		斜線
個人	色塗り		色塗り		色塗り

- 1) 労働保険情報のカバレッジは、色塗りされた部分である。
- 2) 商業・法人登記情報のカバレッジは、斜線部分である。

労働保険情報は、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づき、原則として、企業の雇用主が1人以上の労働者を雇用している場合は、その企業の該当する全ての事業所をカバーしている。ただし、農林水産業においては、例外がある。この産業における個人企業の雇用主が5人未満の労働者しか雇用していない場合は、その雇用主は必ずしもその労働者に労働保険が適用されるように措置する必要はない。（この例外については、ビジネスレジスターの整備の観点からは、ほとんど問題ない。なぜなら、農林漁業の個人経営の事業所は、始めからビジネスレジスターの範囲から除外されているためである。）一方、旅客の運送、建設、漁業などのような産業においては、雇用者を雇用していなくても、経営者自身が保険（労災保険）に加入することができる。そのカバレッジは、図5における色塗りされた領域として示されている。

商業・法人登記の制度においては、前述のように商業登記法等に基づき、原則として全ての法人は、その制度に登録することとなっている。それは、上の図における斜線部分として示されている。

このように、労働保険情報及び商業・法人登記情報は、事業所及び企業の母集団の大部分をカバーしている。しかし、上で述べたように、それらは、個人企業のうち、ある種の零細企業をカバーすることができていない。将来は、ビジネスレジスターをより正確で最新の状態にするために、この種の零細企業をカバーする税データのような追加の行政記録情報が利用可能になることが望ましいと考える。

(3) 企業グループ

企業グループに関する情報は、平成21年経済センサス-基礎調査を通じて把握されている。経済センサスが開始される前は、2001年及び2006年に実施された、経済センサスの前身である事業所・企業統計調査によって把握されていた。

ビジネスレジスターには、概念的に2種類の統計単位が存在する。すなわち、事業所及び企業である。企業グループは、これらとは別の重要な統計単位を表すものである。しかし、それは、現在ビジネスレジスターには明示的に含まれていない。企業グループをビジネスレジスターの一つの統計単位として統合すべきであるか否かについては、今後の重要な課題の一つであろう。

なお、企業グループ情報をビジネスレジスターに統合するに当たっては、上で述べた企業組織調査の結果を追加の情報源として、経済センサスの結果とともに活用することができると考えられる。

2 利用

(1) ビジネスレジスター統計

新ビジネスレジスターシステムの運用が開始された後、総務省統計局は、ビジネスレジスター統計を作成することを計画している。新ビジネスレジスターを活用して、どのような種類の統計を作成し、公表することができるかについて、検討される予定である。その具体的な例は、次のとおりである。

- ① ビジネスパターン統計
- ② ビジネスデモグラフィ
- ③ 地理情報の活用
- ④ ユーザーの要望を踏まえた統計の作成

等

(2) 標本抽出フレームの提供の頻度

2013年1月に新ビジネスレジスターの運用を開始した後、総務省統計局は、毎年事業所・企業調査のための標本抽出フレームを提供する計画である。これは、現行の事業所・企業データベースと比較して大きな進歩である。現行のデータベースでは、経済センサス（又は事業所・企業統計調査）の際にのみ、統合化された完全な事業所・企業調査フレームが利用可能となっていたからである。

しかし、筆者は、四半期又は毎月のように、より頻繁に更新される事業所・企業調査のための標本抽出フレームに対するニーズが将来生じてくるのではないかと考えている。

参考文献

- [1] 総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課（2012年）、「平成23年度事業所母集団データベース研究会報告書」、総務省統計局、2012年3月 (http://www.stat.go.jp/info/kenkyu/jsdb/pdf/23_4-1-2.pdf)
- [2] Statistics Bureau of Japan (2009), Updating the Business Frame in Japan Using Administrative Data and Mail Survey. *presented at the Eleventh Session of the Group of Experts on Business Registers, Conference of European Statisticians*, Luxembourg, 6-7 October 2009 (<http://www.unecce.org/fileadmin/DAM/stats/documents/ece/ces/ge.42/2009/zip.20.e.pdf>)
- [3] Takahashi, M. (2007). Development of a New Japanese Business Survey Frame. *presented at the 20th Meeting of the Wiesbaden Group on Business Registers*, Wiesbaden, 21-26 October 2007 (http://circa.europa.eu/Public/irc/dsis/businesssurvey/library?l=/2007_wiesbaden/introduction_register/japandoc/EN_1.0_&a=d)
- [4] Takahashi, M. (2012). Renovation of the Japanese Business Register. *presented at the 23rd Meeting of the Wiesbaden Group on Business Registers*, Washington D.C., 17-20 September 2012 (http://circa.europa.eu/Public/irc/dsis/businesssurvey/library?l=/2012_washington/technology_innovation/session5_japandoc/EN_1.0_&a=d)